１）第８期計画期間におけるサービス供給量の方向性について

◆事務局（介護保険課）から【資料１】の説明 …… 当日非公開

質疑内容

**委　員： 将来的な高齢者数と認定者数の増加が見込まれているが、令和22年を見据え、特別養護老人ホームの124床と看護小規模多機能居宅介護の１事業所の整備でだけで大丈夫なのか。**

事務局： この整備数は、第8期計画における整備数であって、その先については、次期以降の計画策定時の人口推計等の結果等を踏まえて、再度、検討することになる。また、これらの整備数は、保険者である市で総量規制を行うとサービスについて提示している。その他の居宅サービス等に関しては、市で規制を行わないサービスとなるので、需要に応じて民間サービスが提供されていくことになる。

**委　員： 介護施設の整備過剰により、将来的に（例えば20年後に）施設の縮小とならないように留意してほしい。また、現状でも介護事業所は、介護人材の確保に苦労しているところもあるので、人材の確保にも努めてほしい。**

事務局： 全国的にみると、既に高齢者人口が減少している自治体もある。本市の場合は、20年後も後期高齢者数は増加する推計となっており、近隣市と比べ待機者も多く500人を超えているため、124床を整備する方向で審議していただきたい。介護職の人材確保に関しては、初任者研修等の資格取得の助成や、他地域から本市に参入意向の事業所に対しては従業員もセットで連れてきてもらうなどの取組を検討したいと考える。

**委　員： 既に参入意向の事業者はいるのか。制度改正で、特養は要介護３以上でないと入居できないと思うが、そのために要介護２以下で困っている待機者はいないのか。介護職の処遇改善は進んでいるのか。**

事務局： 特養の整備については、今回の協議で、整備の承認を得てから初めて公募するため、現時点では具体的な案件があるわけではないが、問い合わせは来ている。特養の入所に関しては、要介護２以下でも認知症や虐待の恐れなどのやむを得ない要件を満たせば入所できる特例制度があり、実際に入所されている方もいる。介護職の待遇向上についても制度化が進んでおり、本市としても対応している。

**委　員： （介護施設管理者の委員より現場の声として）介護職員処遇改善加算は２種類あるが、配分は施設の裁量に任せられている。介護現場で従事する職員に支給しているが、キャリア等で支給額に差を設けている。実際には3万円程度の支給額の増となっている。（管理職は対象外である。）**

**会　長：本議案を原案のとおり承認可決とします。**